

標記業務に係る質疑に対して、以下のとおり回答します。

No.	質疑内容	回答
1	【企画提案書の提出方法】 企画提案書作成要領第2項では、提出方法が「持参又は郵送」とされていますが、8月25日の説明会ではデジタルポストによる提出との説明がありました。 企画提案書及び経費見積書等の正式な提出方法について、次の点をご教示ください。 ① 持参・郵送とデジタルポストのいずれが正式な提出方法となるか ② デジタルポストを利用可能である場合の提出先URL、ファイル形式、容量上限及び提出完了の判定方法	①②企画提案書の提出は、持参又は郵送とします。
2	【写真データの保存方式・費用区分】 仕様書3.1(7)に規定される住家被害認定調査の写真データについて、次の点をご教示ください。 ① 写真データは本システムと同一のクラウド環境に保存する想定か、別途画像格納サーバー等を構築する想定か ② 画像格納サーバーの採否は決定済みか。未決定の場合、提案者が保存方式を提案してよいか。 ③ 想定する写真の年間件数、1件当たりの枚数・容量、保存期間及び必要総容量 ④ ストレージ、バックアップ、データ転送等の費用を構築費と令和9年度以降の運用保守費のどちらに計上するか ⑤ 写真についても、自治体ごとの論理的又は物理的なデータ分離を必須とするか	①別途格納サーバ（外付けハードディスク）による保存の場合は、各市町村のセキュリティが一定確保されたサーバー室等を想定していますが、クラウド上での保存の場合は、企画提案書において提案してください。 ② 画像格納サーバーの採否は、決定しておりませんので、保存方式については提案してください。 ③令和7年度〔高知県版〕南海トラフ地震による最大クラスの被害想定（令和8年3月24日公表）及び災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き（内閣府作成 令和7年5月）を参照のうえ、枚数、容量等は算出してください。また、保存期間については、各自治体の公文書の保存期間が5年から30年と異なります。 ④クラウド環境及び別途画像格納サーバの構築やテスト環境に要する費用は、構築費に計上してください。 ⑤自治体ごとにデータ分離は必須とします。

No.	質疑内容	回答
3	【LGWAN・インターネット接続の前提条件】 仕様書 2.2 及び 2.3 に関し、システム構成及び費用見積の前提を統一するため、次の点をご教示ください。 ① LGWAN 接続とインターネット接続で利用する機能・データの範囲 ② モバイル端末はインターネット経由で接続し、庁内端末は LGWAN 経由で接続する理解でよいのか ③ LGWAN-ASP の登録・接続に必要な申請費用、回線費用等を本見積に含める必要があるか ④ 県または市町村が利用中の ID 基盤、SSO、認証サービスとの連携を必要とするか ⑤ 多要素認証について、必須となる認証方式や利用できない方式に制約があるか ⑥ 接続元 IP アドレス制限、端末証明書、クライアント証明書等の必須条件があるか ⑦ 各市町村の接続方式や情報セキュリティポリシーに相違がある場合、個別対応を本見積に含める必要があるか ⑧ 構築期間中に利用できる LGWAN 及びインターネットの接続試験環境は県側から提供されるか	①仕様書 3. 基本機能のうち、3.1 住家被害認定調査以外は、住民基本台帳データと連携が想定されることから、LGWAN 接続となるものと考えています。 ただし、インターネット側から住家被害認定照査の結果を LGWAN 側にデータ送る際のセキュリティ対策については、企画提案書に記載してください。 ②お見込みのとおりです。 ③本見積に含めてください。 ④不要です。 ⑤制約は設けていません。 ⑥提案内容に応じて求める場合があります。 ⑦見積限度額の範囲で見積もってください。 ⑧LGWAN 環境は、県及び各市町村が提供します。インターネット環境については、構築期間中は、事業者側で準備してください。
4	【審査要領＞3 審査委員会＞（2）プレゼンテーション】 プレゼンテーションの定員を教えてください	会場現地で参加できるメンバーの人数は、5 名までとします。

No.	質疑内容	回答
5	【仕様書＞1. 基本事項＞1.4 委託内容＞(1)本システムの構築（ 設定作業・テスト・成果物の納品等） 】 本システムの利用に必要な住民基本台帳や固定資産課税台帳等から出力したデータを適切に本システムに取り込むものとする。 （ 運用するための支援・確認テストを含む。） ・運用開始後は市町村職員が任意のタイミングで住民基本台帳データおよび固定資産課税台帳データの取り込みを実施できる運用を想定しているとの認識でよろしいでしょうか。この場合、17 市町村用にデータ取り込みができるツール等の構築・実装に係る費用については、本業務の提案価格に含めるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	【仕様書 7. ハードウェア仕様＞7. 1 画像格納サーバ＞表】 説明会にて、「サービス設計上、画像格納サーバを必要なく運用（ 画像が格納） できる場合は、画像格納サーバの提供は不要である」というお話しがあったかと思いますが、ご認識相違ありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	【資料名：被災者支援システム構築等委託業務公募型プロポーザル募集要領 電算委託処理契約書（案）】 募集要領の 2 見積限度額に記載された 18 自治体と個別に契約を行うことになりますか。この場合、提示いただいている契約書案は、全自治体で利用する様式でしょうか。	県と各市町村分を含めて、県との一括契約となります。（個別契約ではありません。）

No.	質疑内容	回答
8	【被災者支援システム構築等委託業務プロポーザル審査要領】 3 審査委員会の実施に関して、以下についてご教授ください。 ・会場現地で参加できるメンバーの人数について上限等がある場合はその人数 ・現地の参加以外にオンラインでの参加可否について ・審査委員会に出席する審査委員の人数（説明資料の印刷の必要性の確認）	・会場現地で参加できるメンバーの人数は、5名までとします。 ・現地の参加以外に説明者のオンライン参加は認めません ・被災者支援システム構築等委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領の「1 提出書類」のとおり、正本1部、副本10部を持参又は郵送してください。
9	【様式5_開示請求に関する資料の提出】 こちらを提案書に添えて提出する場合、必要な提出部数及び正、副の必要性をご教授ください。	様式5（開示請求に関する資料の提出）は1部を提出してください。 なお、企画提案書の枚数として含めません。
10	【被災者支援システム構築等委託業務仕様書】 提案にあたって、高知県庁の職員がシステムを利用する範囲や目的を平常時と災害時に分けて可能な限り具体的に明示をお願いいたします。	平時としては、研修又は訓練時における住家被害認定調査のタブレット操作を想定しています。 災害時は、住家被害認定調査のタブレット操作、住家被害認定調査等の受付や処理件数の閲覧・集約を想定しています。
11	【被災者支援システム構築等委託業務仕様書】 2. 本システム要件 2.1 基本事項 (5) 高知県において、住家被害認定調査等の進捗状況を閲覧・集約できること。 について、県庁の職員が閲覧する手段や内容について具体的なイメージがあればご提示をお願いします。	県庁は、LGWAN 接続端末から各市町村の住家被害認定調査等の受付や処理件数の閲覧・集約を想定しています。 なお、個人情報を含む被災者台帳などの閲覧は想定していません。

No.	質疑内容	回答
12	【被災者支援システム構築等委託業務仕様書】 7. ハードウェア仕様 7.1 画像格納サーバ 画像格納サーバの設置場所（クラウド上、現地自治体など）の想定や指定があればご教授ください	別途格納サーバ（外付けハードディスク）による保存の場合は、各市町村のセキュリティが一定確保されたサーバー室等を想定していますが、クラウド上での保存の場合は、企画提案書において提案してください。
13	【大規模災害支援の証跡について】 プロポーザル審査要領2 ページの審査基準②遂行能力における「大規模災害での支援実績が具体的に示されているか」について、実績を示す証跡資料（写真、報告書等）の提出は必要でしょうか。 また、提案内容に記載した支援実績について、必要に応じて被災自治体等への確認を実施されることはありますでしょうか。	災害名、支援内容・規模、支援期間を具体的に示してください。また、県から被災自治体等を確認します。
14	【導入実績・活用実績について】 企画提案書作成要領2 ページの②遂行能力において、「同種システムの導入実績やノウハウについて具体的に記載すること」とありますが、導入実績については参加事業者による提供実績を記載することが望ましいと理解しております。 一方で、仕様書1 ページの1. 目的に『同一のシステムを構築することで、災害時における自治体間の相互応援体制の強化等を図ることとする。』とあることから、パッケージシステムをベースとしたご提案を考えております。災害時の応援・受援体制の観点からも再委託先等、協業事業者との連携による実績も有効な実績と考えられるため、参加事業者による導入実績に限らず、再委託先等、協業事業者における当該システムの全国的な導入実績を記載することは差し支えないでしょうか。	差し支えありません。

No.	質疑内容	回答
15	【導入実績・活用実績について】 実績として評価対象となるのは、本仕様書に記載された機能や対応の一部ではなく、仕様書に示された内容を包括的に満たすと共に有償サービスを用いた導入・運用実績であるものと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
16	【提出資料の枚数について】 企画提案書作成要領 3 ページ「7 企画提案書についての留意事項」(2) において、「必要に応じて説明資料を添付することができますが、その場合は A4 縦で 10 枚以内としてください。」とありますが、この説明資料の枚数は、同要領 1 ページ「1 提出書類」の規格及び制限枚数に記載の「A4、片面で 25 枚まで」の枚数制限とは別に取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。 (企画提案書 25 枚に加え、説明資料 10 枚まで添付可能との理解でよろしいでしょうか。) また、説明資料 10 枚に記載する内容は、企画提案書に記載する内容を補足する参考資料や各種データ等を意味するものでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	【県施策への取組に関する証明書類について】 企画提案書作成要領 2 ページ (4) ⑤「県が推進する施策への取組」において、「審査要領に記載の『県が推進する施策への取組』について、取組状況を項目別に記載すること。また、それらを証明する書類の写しを添付すること。」とありますが、当該証明書類の写しは、企画提案書の枚数制限 (A4 片面 25 枚) 及び説明資料の枚数制限 (A4 縦 10 枚以内) とは別に添付できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。